

第1章 新行財政改革推進大綱策定の背景（P1～P13）

本市では、新市発足後の平成16年2月に第1次にあたる「静岡市行財政改革推進大綱」を策定して以来、積極的に行財政改革に取り組んでいます。

1 これまでの行財政改革の取組

(1)行財政改革の経緯と効果額

第1次[効果額]392億円 [定員管理]▲420人

第1次行革大綱・実施計画(H17～H21)

- [基本理念] - 分権型行政の展開 -
[基本方針] 分権型行政に対応した法体系の確立 外3
[主な取組] 事務事業合理化・定員管理・民間委託化等

第2次[効果額]323億円[定員管理]▲122人

第2次行革大綱・実施計画(追加版含)(H22～H26)

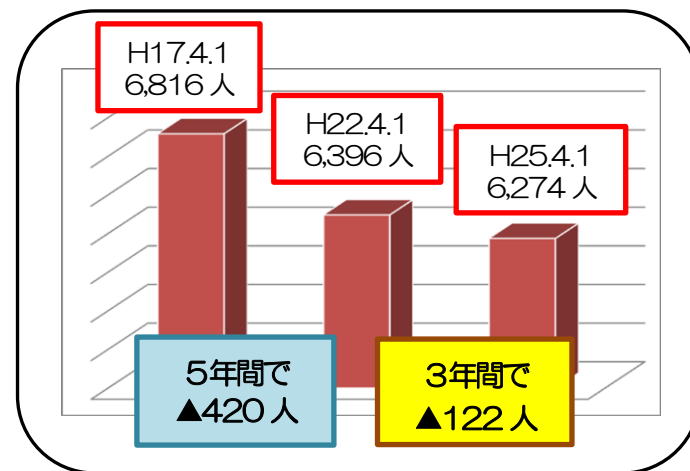
- [基本理念] -行政と民間の役割分担・協働による行政経営-
[基本方針] 役割分担による公共サービスの提供 外2
[主な取組] 受益者負担による使用料見直し・民間活用等

[追加版]

まちみがき戦略推進プラン推進のための新たな行革(H24～26) 取組を追加(総人件費の削減・評価会議等)

(2)定員管理計画(正規職員数の推移)

第1次(H17～H21)で正規職員を▲420人削減
第2次(H22～H26)では3年間で▲122人削減 (H25.4.1)



※第2次の効果額はH24年度まで。

2 本市の現状

(1)将来推計人口と少子高齢化

- (人口減少)
・H2年(約74万人)市のピーク ⇒H34年(約60万人後半)(第3次総終了年) ⇒H52年(約56万人)
(少子高齢化)
・H17⇒H24年の推移 ①「老年人口 約20%増加」、②「生産年齢人口 約7.7%減少」、③「年少人口 約6.7%減少」

(2)財政状況

- (市税収入の推移)
・H20年度(1,300億円) ⇒ H21年度(リーマンショック等の影響により50億円減(約1,250億円) ⇒ H21以降横ばい状態
(扶助費の推移)
・H17年度(約303億円) ⇒ H24年度 約1.7倍(約209億円増)(約512億円) ⇒ 今後も増加見込み。
(公共資産の状況)
・公共建築物は、10年後には築30年以上が約7割となる。今後、維持管理に係る費用は30年間で約9,260億円と試算

3 現状を踏まえた課題認識

- [総括] 人口減少や少子高齢化の進行により、今後も厳しい財政状況が見込まれる中、将来の人口動態を見据えた適切な行政運営を行うには、安定した財政基盤の確立と市民参加・協働や官民連携を一層推進することが課題
(人口減少と少子高齢化)
・将来の人口動態を見据えた適切な行政運営の実施が課題
(市民参加・市民協働)
・市民参画手続の形式化、協働意識の浸透不足などが問題
・協働によるまちづくりの実現が課題
(財政運営)
・市税等の大幅な増加が見込めない中、社会保障関係費は年々増加
・安定した財政基盤の確立が課題
(公共施設)
・人口減少や年齢構成、税収見込みを踏まえた施設の適正配置等が課題
(職員数)
・正規職員が減少する一方、非常勤職員は増加している。
・新たな行政需要に対応するため、適正な職員配置と定員の適正化が課題

第2章 本市の目指すべき行財政改革（P14～P30）

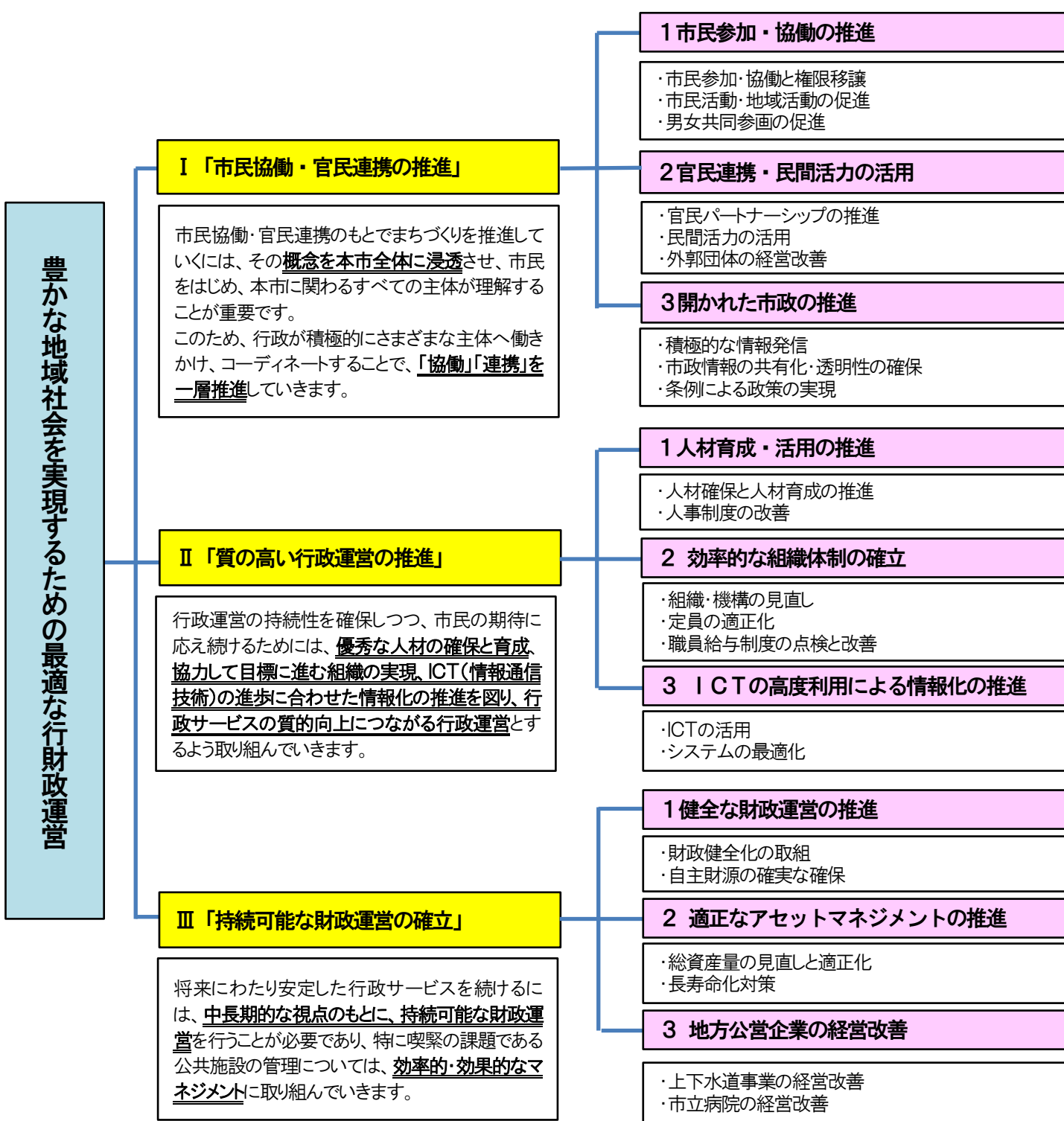
人口減少や少子高齢化の進行、厳しい財政状況等の現状と課題に対処し、第3次総合計画の実現を支えるため、本市の目指すべき行財政改革の「基本理念」、「基本方針」、「改革の方向」は次のとおりとします。

行財政改革は単なるコスト削減を目指すのではなく、住民の生活の豊かさを目指した自治を追求する必要があります。特に、「市民協働」「さまざまな主体との連携」を念頭に、市に関わるものが、それぞれの役割と責任のもと、能力を最大限に発揮して、豊かな地域社会を実現することが大切です。これらを踏まえ、本市の目指すべき行財政運営の基本理念を『豊かな地域社会を実現するための最適な行財政運営』とします。また、「基本理念」を実現するため、「3つの基本方針」と「9つの改革の方向」を掲げることとします。

基本理念

基本方針

改革の方向(主な取組の視点)



豊かな地域社会を実現するための最適な行財政運営

I 「市民協働・官民連携の推進」

市民協働・官民連携のもとでまちづくりを推進していくには、その概念を本市全体に浸透させ、市民をはじめ、本市に関わるすべての主体が理解することが重要です。このため、行政が積極的にさまざまな主体へ働きかけ、コーディネートすることで、「協働」「連携」を一層推進していきます。

1 市民参加・協働の推進

- ・市民参加・協働と権限移譲
・市民活動・地域活動の促進
・男女共同参画の促進

2 官民連携・民間活力の活用

- ・官民パートナーシップの推進
・民間活力の活用
・外郭団体の経営改善

3 開かれた市政の推進

- ・積極的な情報発信
・市政情報の共有化・透明性の確保
・条例による政策の実現

II 「質の高い行政運営の推進」

行政運営の持続性を確保しつつ、市民の期待に応え続けるためには、優秀な人材の確保と育成、協力して目標に進む組織の実現、ICT(情報通信技術)の進歩に合わせた情報化の推進を図り、行政サービスの質的向上につながる行政運営とするよう取り組んでいきます。

1 人材育成・活用の推進

- ・人材確保と人材育成の推進
・人事制度の改善

2 効率的な組織体制の確立

- ・組織・機構の見直し
・定員の適正化
・職員給与制度の点検と改善

3 ICTの高度利用による情報化の推進

- ・ICTの活用
・システムの最適化

III 「持続可能な財政運営の確立」

将来にわたり安定した行政サービスを続けるには、中長期的な視点のもとに、持続可能な財政運営を行うことが必要であり、特に喫緊の課題である公共施設の管理については、効率的・効果的なマネジメントに取り組んでいきます。

1 健全な財政運営の推進

- ・財政健全化の取組
・自主財源の確実な確保

2 適正なアセットマネジメントの推進

- ・総資産量の見直しと適正化
・長寿化対策

3 地方公営企業の経営改善

- ・上下水道事業の経営改善
・市立病院の経営改善

静岡市新行財政改革推進大綱（中間案）の特徴

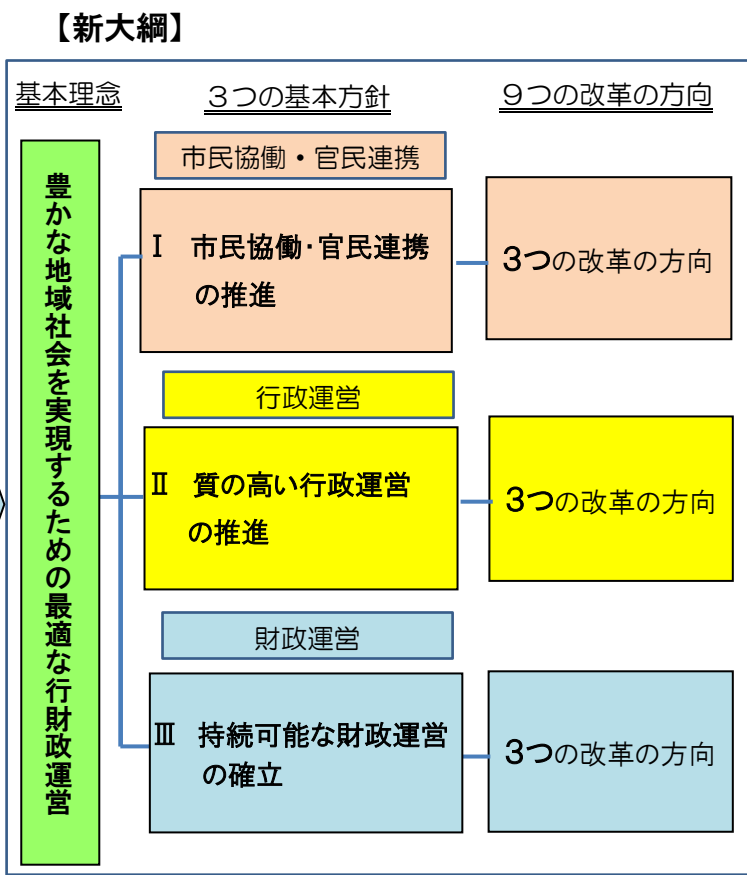
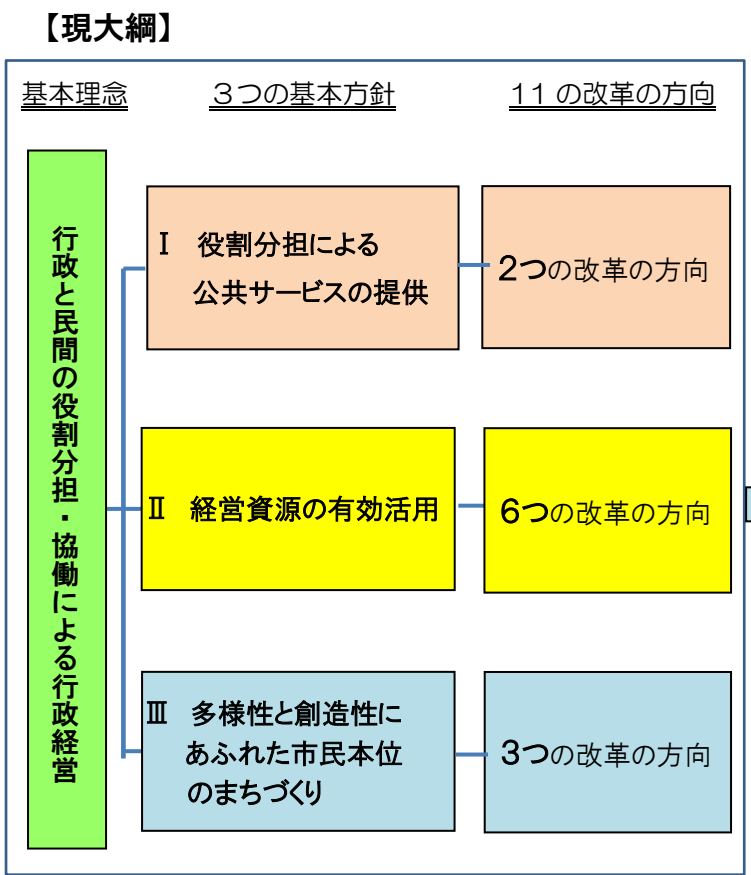
I 主な変更点

1 目標期間と構成

【現大綱】
【期 間】 大綱 5年間(H22～H26年度)
 実施計画 5年間
【構 成】 「基本理念」
 「3つの基本方針」
 「11の改革の方向」
 「34の主要施策」

【新大綱】
【期 間】 大綱 8年間(H27～H34年度)
 実施計画は1期:4年×2期
 (総合計画、財政中期見通しと連携)
【構 成】 「基本理念」
 「3つの基本方針」
 「9つの改革の方向」
 ※主要施策は、大綱には掲載せず。
 (22の改革の視点を掲載)

2 大綱全体像



【体系の見直し】
 [その1] 行革は、行財政の最適なあり方を求め、繰り返していく絶え間ないプロセス⇒**基本的な考え方は継承**
 [その2] 基本方針を「市民協働・官民連携」、「行政運営」、「財政運営」の3つの視点から再編し、分かりやすくした。
 [その3] 現在の11の改革の方向を整理・統合し、基本方針における改革の方向を各3つとし、計9つに再編

II 新行革大綱のPOINT

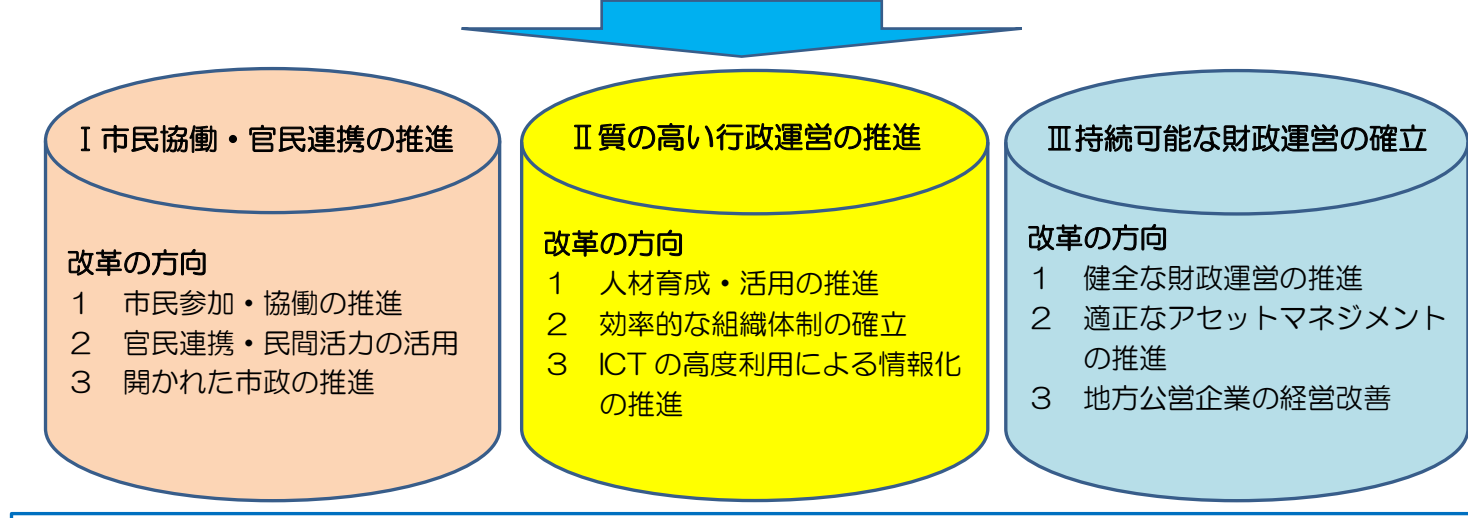
1 基本理念：目指すべき行財政改革の姿（P14）

行財政改革は、コスト縮減だけでなく、より「住民の生活の豊かさ」を希求した活動が必要
「協働」「連携」を念頭に本市に関わるものが役割を担い、最大限の力を発揮し、豊かな地域社会を実現
 ↓
【基本理念】 —「豊かな地域社会を実現するための最適な行財政運営」—

【3つの留意点】 行財政改革を進める際の3つの留意点
「改革のスピード」・・・「機会損失」とならないよう素早く、スピード感をもって改革を進める。
「改革の断行」・・・行革断行を決意、独創的な発想で改革案を立案し、市全体に「改革断行」を浸透させる
「行財政運営の効率」・・・限られた資源と財源の中で、行政運営を行うには無駄を排除し、効率化を図る。

2 基本方針：行財政改革の基本的な3つの柱（P14～）

【基本方針の共通概念】すべての基本方針は「協働」「連携」の2つの概念を持って取り組む
 基本方針では、「市民との協働」・「官民の連携」、行政内部における「連携」など、本市に関わる全ての主体が連携して行革に取り組む必要がある。



【基本方針のPOINT】
【基本方針 I】 「市民協働」、「官民連携」の概念を本市全体に浸透、「公共活動・官民連携の場」を活性化
 ⇒ **協働・連携によるまちづくりを推進する（市民協働に加え、官民連携を強化・推進）**
【基本方針 II】 優秀な人材の確保と育成・協力し目標に進む組織の実現・ICTによる情報化の推進
 ⇒ **質の高い行政サービスを提供する（行政サービスの質の向上を重視）**
【基本方針 III】 中長期視点からフローとストックをコントロール、アセットマネジメントによる施設の適正配置
 ⇒ **安定した行政サービスを提供する（ストック(市債・施設)の適正管理を重視)**